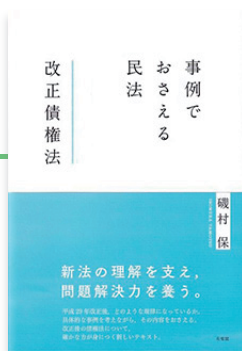


事例でおさえる民法 改正債権法

磯村 保

2021年8月発売 / 362頁 / 定価 3300円(税込)
A5判 / 並製

詳細を見る

編集
担当者
から

磯村先生の大人気授業が、授業資料への加筆・修正を経て1冊の本になりました！

本書は、2017年の改正後の民法でとくに重要な16のテーマを扱います。テーマごとにくつかりとわかりやすく解説します。判旨を引用したり、学習者が誤解しやすい点に言及したり、じつに充実した記述で、改正後の民法の理解をぐっと深め、事例を解く力を伸ばすことができます。解釈の定まっていな論点には、それとわかるように私見が示され、発展的な学習にもつながります。

民法の基礎をひととおり学び終え、これから重要論点を押さえたい。具体的な事例を見ながら、抽象的な議論をしっかりと力をつけてみたい。そんな方の学習にぴったりのテキストです。実務においても、改正後の具体的な帰結の確認やポイントの理解に役立てていただけたらと思います。

各制度がどんな場合にどのようなかたちで問題となるかは、論点抽出に、改正はなぜ必要だったか・どのように解釈すべきかは、論証とあてはめに直結します。本書をとおして、民法が得意になる方がどんどん増えることを願っています！（FMO）

Point!

P

事例を念頭に、改正後のポイントを確認。制度趣旨から具体的な結論まできっちり解説。

| 第8講 |

債権者代位権

I 債権者代位権に関する改正の概要

債権者代位権については、旧法の下で判例・学説により多くのルールが形成されてきた。改正の多くは、旧423条の文言から直接読み取ることのできるルールを明文の形で定めたものといえるが、これに加えて、一部の規定を削除し、また、手続法に関連する規定を置いている。

具体的には、改正事項として、①債権者代位権の行使要件としての債権保全の必要性に関する諸規定、②債権者代位権行使の具体的効果及び債務者の権利行使との関係を定める諸規定、③債務者の責任財産保全を目的とした代位権行使（従来、債権者代位権の転用といわれてきた問題）に関わる規定の改正ないし新設をあげることができる。

以下、事例に即して具体的に検討する。

II 債権者代位権行使の要件——債権保全の必要性

【事例1】

(1) Aは、2021年5月10日、Bに500万円を貸し付け、返済期限は2022年5月10日とされた。しかし、履行期が到来してもBは返済債務を履行していない。以下の各場合に、Aは自己の金銭債権を保全するため、債権者代位権を行使することができるか。

(a) A及びBは、共にともに東京に住所を有している。Bは出身地である京都に甲土地を所有しており、甲土地の市場価値は1000万円程度であるが、

163

Bが甲土地以外に有する財産はC銀行に対する500万円の普通預金債権のみである。Aは、甲土地に対する強制執行を行うことが困難であることから、C銀行に対して、債権者代位権に基づいてBの預金の払戻しを求めた。

(b) Bは、勤務するD会社から月給40万円の給料を受け取っているが、日々の生活に追われ、Aへの返済に必要な余裕は無い。Aは、Dに対して、債権者代位権に基づいてDがBに対して負担する給料債務の履行を求めた。

(2) Aは、2025年5月10日、Bに500万円を貸し付け、返済期限は2026年5月10日とされた。Bが無資力であることを前提として、以下の各場合に、AのCに対する債権者代位権の行使は認められるか。

(a) Bは、2020年4月10日、Cに500万円を貸付した。返済期限は2021年4月10日と定められたが、その後、Cの履行がなされないままとなっている。Aは、2026年3月10日、債権者代位権に基づいて、Cに対して債務の承認を求めた。

(b) (a)において、2025年10月頃になって、Cの財産状態が悪化し悪化したため、Aは、2025年11月10日、債権者代位権に基づいて訴えを提起し、Cに債務の履行を請求した。

1 債権保全の必要性

(1) 金銭債権における無資力要件

私人は、自己の所有する財産の管理処分について、自己の意思に従って自由に判断することができるのが原則であり、したがって、第三者に対して有する権利を行使するかどうかも本来自由である。債権者代位権は、債権者が、債務者に代わって債務者の有する権利を行使することを認めるものであるから、そのためには、債権者が「自己の債権を保全するため必要があるとき」(423条1項)という要件を完たしていることが必要である。

保全を必要とする債権者の債権（以下、被保全債権）が金銭債権である場合には、債務者の責任財産がその債務の履行をするのに十分である限り、債権者はその責任財産から自己の債権の満足を受けと解される。旧法の下でも、判例（最判昭和40年10月12日民集19巻7号1777頁）も通説は、金銭債権に基づく

164

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

